○関係団体の職員が構成する職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例を定める規則

（平成９年４月１７日 規則第２号）

（目的）

第１条　この規則は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）附則第２０項に基づき、関係団体の職員が構成する職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例について定めることを目的とする。

（専ら従事できる期間）

第２条　法附則第２０項の公平委員会が定める期間は７年とする。

附　則

この規則は公布の日から施行する。